

## 第一節 災害略史

## 第一項 総論

災害の学問的な定義は、「人間とその労働の生産物、あるいは生産の対象となる土地、動植物、施設が、なんらかの人為的あるいは自然的要因によって、その機能を喪失または低下する現象」(気象災害講義)とされている。また、災害対策基本法では、「災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象または大規模な火事もしくは爆発その他、その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう」と定義されている。

わが国では、地形・気象などの自然環境によって受ける自然災害の被害額が、毎年、国民総生産の一・八ないし二割にもほっているが、その特徴をみると、地形的には山地が多く、河川の流路が短かく、急こう配のところが多い。また、世界有数の火山国であるところから、その造山活動による褶曲作用をうけて地殻が軟弱である。

気象的に、日本は大陸性気流と海洋性気流の交錯する位置にあり、年間降水量が大きく、平均降水量は約一、七〇〇ミリ、愛媛県は一、三〇〇〜一、五〇〇ミリである。これは世界平均降水量の約二倍にも相当する。

これらのことから、集中豪雨に弱い特性をもち、さらには、大風(台風)をとともなうために洪水・高潮・山崩れ

・地滑りなどの被害が多くなっている。

ここでは、大三島に残存する資料を中心に、大三島災害史のあらましを述べることにする。もちろん、言い伝えなどによるものもあり、またここに記述する以外の災害も多いが、資料が乏しいため今後の研究にゆだねたい。

## 第二項 地形災害

地震、津波、噴火などをいう。

○宝永四年(一七二七)十月四日、「大地震菅剋之間十日酉剋迄七ヶ之間」にわたり揺れたと記されている(越智嶋旧記)。

このときの地震は、道後温泉の湧出が一時止まるほどのものであったと「垂憲録拾遺」に見える。また、「加藤家年譜」、「増補御年譜微考」などにも、この地震のことが記されている。

○安政四年(一八五七)八月二十五日、「四つ時大地震、去寅霜月五日よりも大なり。尤少の間震し故、格別痛損なし、然共松山、今治辺多分の痛に候(今治には鳥居倒れて、子供三人も死すと)当村(井口村)にても森川辺格別大震なり」(藤井此蔵一生記)

とある。いずれも大三島町側の被害は不明である。

第三項 氣象災害

風水害、日照害・冷害・雪害・霜害・ひょう害・雷雨害などであるが、とくに風水害、ひでりに関する記事が多く残っている。

一、風水害

○宝永四年(一七二七)、大風雨で農作物の作柄に損害があったため、御公儀(松山藩)から、上島中に米五百俵、麦五百俵の借り米をしている。「松山叢談」には、このときの災害について次のように記されている。

一、宝永四年丁亥八月十九日、松山大風雨破損数々、二万百七十九石御損毛有之。

当時、松山藩の上島中というのは、越智島十七カ村、つまり岡村・大下村・宗方村・浦戸村・口総村・野々江村・台村・宮浦村・明日村・大見村・肥海村・盛村・井口村・甘崎村・瀬戸村・岩城村・生名村のことである。

○正徳二年(一七三三)、大風雨で越智島の作柄に損害があったため、郡奉行近藤弥市右衛門・御手寄佐川喜太夫・御手付行岡勘太兵衛が来島し、見分のうえ岡村・大下村ほか大三島の九カ村(宗方から肥海まで)に対し、米七百六十二俵一斗八升五合を給付している。

さらに、二年後の正徳四年春には御公儀から助米千五百俵のうち上島分として七十俵を給付され、同年冬には助米六百七十俵のうち七俵八升七合を上島中に給付している(越智嶋旧記)。

○享保二年(一七二七)酉五月二日、大雨洪水によって生名村・岩城村・井ノ口村・盛村・肥海村・宮浦村の田畑が荒れ、御公儀役人の見分をうけている(越智嶋旧記)。

○享保七年(一七三三)、洪水のため三嶋大明神馬場内の木々が枯れ、人夫を雇って水抜き、小川・井手の掘方工事をした。このときの延べ人夫六百二十二人に対し、一人あて夫食米七合五勺が御公儀から給付されている。

この暴風雨は今治城下・松山城下などにもかなり大きな被害を与え、大三島でも相当の被害を受けたものと思われる(越智嶋旧記・今治拾遺・松山叢談)。

○文政九年(一八二六)五月十九日から二十一日にかけての大雨で台村本川が破損している(文政九年御用日記)。

五月は田植えの季節であり、この年の「村方田方植始達写」には次のように記されている。ところが、この年は雨が降らないため、藩命により大山祇神社に雨ごい祈禱を依頼した。神社は五月二十二日辰刻から二十六日辰刻までの五日間にわたり執行することにしたが、十九日から二十一日にかけて大雨が降り始めたので、雨ごい祈禱を止め五穀成就の祈禱に変更したいきさつがある。

五月十五日ヨリ廿七日迄	宗方村	同	十四日ヨリ廿七日迄	浦戸村
同 八日	口総村	同	十日	野々江村
同 十日ヨリ廿日迄	台村	同	九日ヨリ廿一日迄	宮浦村
同 十五日	明日村	同	十五日ヨリ十九日迄	大見村
同 九日	肥海村	同	十三日ヨリ廿一日迄	盛村
同 十三日ヨリ廿八日迄	井ノ口村	同	十二日	甘崎村
同 十二日	瀬戸村			

文政9年田植状況

台村の本川は、それ以前にも切れたことがあるが、この大雨でその切れ口が再び破損し、本田・新田が数町にわたって水損を受けた。また、水勢のため切口付近の人家二軒、塩浜、建物などが押し流された。その被害復旧には「台村だけの手納めになりがたし」として役人の見分を依頼し、他村の加勢によって応急処置をした。当時、この雨は四十年來の大雨と記されており、被害を受けた台村百姓家四軒に対して藩から大麦四俵が支給されている。大雨後、元<sup>もと</sup>ノ役・和<sup>わ</sup>田傳右衛門らの村々見分が行われた。五月二十六日から台村に入り、二十七日宗方村へ、さらに口総・野々江を巡回し、二十八日には肥海村などを巡回した。その結果、六月一日付で代官所から、流損畝のうち稲の植付けのできる場所は植え付けて、できないところは大豆・小豆などを植え付けるよう触れ書が届いている。台村破損場所の復旧工事は七月十日ごろから始められ、費用は藩からの借り米によった。

○天保十五年(一八四四)五月、「大雨降り、同夜森川大官田へ切口拾八間、古戸川蛭かはなへ切口拾間、大町荒神下切口式間、新々田古堤式ヶ所、同所新堤式ヶ所、大江菅ヶ所、小痛不知、ふじめん勇次長屋流れる。当所盛・肥海・大見等大痛也」(藤井此蔵一生記)とある。

同年七月十二日、「風鎮祭の依頼」(天保十五年御用日記)とある。

これは直接災害に関するものではないが、当時の気象に対する事例として参考になろう。雨ごいと同じように、農作物の作柄に影響する季節には藩命によって大山祇神社で風鎮祭が行われている。また、同年八月には肥海村で水害があり、他の村々へ加勢願が出されている。

於  
三島宮風鎮祭  
御頼ニ付左之通執行致候  
以上  
七月十三日  
午刻 一座  
辰七月 三嶋太祝

○明治七年(一八七四)八月二十一日、「朝五つ時、南大風吹、大木を吹折、浦戸村には石鳥居を吹きたをし、井ノ口森川音兵衛居宅長屋共、源蔵、種吉、好左衛門居宅吹たをし、其外大損し、別て、肥海村、口総村、浦戸村大荒れ也、近辺にて船の損し人死夥し、防州上ノ関辺は二十日晚大雨風、同夜津波にて新開場船人共大損し、防長辺は七尺余の津浪也。本家藤十郎其辺に稼居候て舟を高き所へ潮にて上げられたり(中略)左有は西は九州より東は関東迄、南は土佐より北国迄、古今無双の大風なり、四十年前天保五年八月六日、東北大風を鬼風共心得居候所、此度の風に比すれば実に小風也、我六十七歳にて此度如きの大風は不存候事。

此廿一日朝、酉となく天となく地となく、雷となく地鳴りとなくザアア……ザウウ……と鳴しが、忽大風吹来りし(中略)  
我六十歳慶応卯歳の座にも記し有之、可心得事なり。右大風にて稲・綿不作と見へて追々高直に成相候事」(藤井此蔵一生記)

とあり、この日記にも天保五年八月六日にも鬼風とも呼ぶべき大風が吹いていることが見える。明治七年の大風はそれ以上であり、大山祇神社でも境内の太木などが吹き折れ、屋根が痛み、その修復費の見積もりがおよそ六百三十円ほどであったと同書に記されている。

○明治十七年八月二十五日に暴風雨が吹いた。被害状況は次のとおりである(大三島町役場文書)。

死亡人員

宗方村八人(男七人、女一人)。台村八人(男一人、女七人)。負傷者台村一人。

家屋の損失

宗方村流失三十一戸(建坪七百四十七坪)……損亡代価は坪当り二円十二銭に換算。宮浦村潰崩三戸、流失十一戸、破損八十五戸。

台村潰崩八戸、流失四戸、破損二十戸

土蔵納屋の損失

宮浦村流失二戸、破損三十戸  
台村潰崩二戸、流失二戸、破損二十五戸

家財の損失

宮浦村流失二百個、破損三百個。  
宗方村七百二十五個（損亡金およそ九百六十三円五十銭）

塀牆の損失

宮浦村潰崩二ヶ所、破損一ヶ所

戸長役場

宮浦村破損一戸

道路の損失

宮浦村破損四ヶ所（七十間）

橋梁の損失

宮浦村破損一ヶ所

堤塘の損失

宗方村切所十ヶ所（延長七百八十七間九倉）

宮浦村切所五ヶ所（百十四間）、破損三ヶ所（二百十四間）

台村破損八ヶ所（百十八間）

樋管の損失

宮浦村破損二ヶ所、台村破損二ヶ所

宅地の損失

台村破損七畝歩

田地の損失

宗方村破損反別一町五反五畝十三歩（損亡代価一反歩につき百五十円）

生毛の損数十二町三反七畝歩（損亡代価一反歩につき六円八十銭）

宮浦村作毛損傷十二町八反九畝二十一步、地盤破損一町五反四畝十三歩、作毛流失四町五反二十七歩、

汐入穂枯七町七反二十七歩。

台村作毛損傷四町二反三畝歩、地盤破損五反二十二歩、作毛流失五町九反五畝歩、汐入穂枯三町五反六

畝歩。

畑地の損失

宗方村破損六町一反八畝二十歩（損亡代価一反歩につき六十円）

樹木の損失

宮浦村作毛損傷二町九反七畝一步、地盤破損一町二反一畝八歩、作毛流失一町二反一畝八歩。

台村作毛損傷二町四反七畝歩。地盤破損七反六畝九歩、作毛流失三町六反九畝歩。

宮浦村七十五本、台村十二本。

船の損失

宗方村船流失百石以上一艘、船破壊二十二艘、

宮浦村漁船破損三艘。

台村日本形商船破損十艘。

凍餓の人員

宗方村十六人（男九人、女七人。一人につき一円四十三銭七厘の救助金）

宮浦村九十四人

台村五十八人（男二十七人、女三十一人）

塩田の流失

宗方村十一町二反四畝十五歩（地価四千三百十六円十二銭。一反に付二百円）

汐濃水流失

宗方村不製塩となる（製塩に直し二千四百四十五石の損亡、一石につき四十銭）

石炭の流失

宗方村四十万斤（損亡金三百六十円、一斤に付九銭）

塩俵の損失

宗方村損亡代価四百円

繩の損失

宗方村損亡代価百円

これらの被害状況は翌明治十八年一月から二月にかけて、口総村ほか三カ村（岡山地区）の戸長・小笠原恒三、宮浦村ほか一カ村（台村）の戸長から、それぞれ郡長・黒川通成にあてて報告したものである。

○同年九月十七日、暴風雨激浪があった（大三島町役場文書）。八・九月両度の台風のため、前記の被害額も重複して報告しているものと思われる。

いずれにしても、この両度の台風により「目下生計ヲ失フ者」はかなりの人数になっていたようである。宮浦村

では「一時官ノ救助ヲ受ルモノ目下飢餓ニ迫ル者」は戸数三十一戸、延べ家族人員百三十人、台村では戸数十七戸、延べ家族人員八十一人にもほっている。  
 参考のため、明治十七年の岡山地区四カ村の稲作概況を示すと表のようである。ここには稲作のみをあげたが、雑穀類についても作柄不況であったことはいままでもない。

	平年收穫高 (米)	当年の收穫高 (米)	暴風のため減収高 (米)
宗方村	八四石八斗八升七合一勺	一六石九斗七升七合	六七石九斗一升一勺
浦戸村	四八石四斗二升八合	一石四升九合	四七石三斗七升九合
口総村	一七三石一斗六升四合	二一石七升七合	一五二石八升六合
野々江村	五二三石五斗一升三合	二〇〇石四斗	三二三石一斗一升三合

○明治十八年には大洪水が発生した(万福寺過去帳)。五月ごろのことと思われる。

今日大降雨、前代未聞ノ大水ナリ、前八時ヨリ盛雨、一時頃漸ク雨勢ヲ減ス、川土手処々破壊(中略)右(伏字)ノ悴ナルモノ村々エチマキラ貫ニ行キカヘリ、クドノハタニテ焼キテラル処大洪水トナリ、裏ノ山崩レ、ウモレテ死ス、哀レ大事也(後略)

この大洪水による山崩れで、四歳の子供が死亡している。また、この時の被害状況と思われる「霖雨ノ為破損破壊(等)水取調査」(大三島町役場文書)には、宗方・口総・浦戸・野々江各村の被害状況が次のように記されている。

	宗方村	浦戸村	口総村	野々江村
人畜死傷	一人			一人
家屋転倒	一軒	三軒	三軒	一軒
家屋破損	一軒	五反歩	一町五反歩	一町五反歩
麦被害反別	二町七畝一五歩	三反歩	二反歩	二反歩
麦被害歩合	四歩	四反歩	九反歩	九反歩
大豆被害反別	一町六反六畝歩	二反歩	一步五厘	一步五厘
大豆被害歩合	二歩	三反歩	二反五畝歩	三反歩
小豆被害反別	四反一畝一五歩	三歩	一步	一步
小豆被害歩合	一步五厘	三歩	一步	一步
河川堤防破損		三ヶ所間数六〇間	十ヶ所間数四七間	二ヶ所間数四〇間
道路破損	八五ヶ所間数二七間五合	一ヶ所間数二〇間	三二ヶ所間数九〇間	二〇ヶ所間数二五〇間

○明治十九年の暴風被害では、八月十九日に潮害による損失、九月十日に風害による転倒家屋八軒の被害があった(明治廿年定格臨時諸調査)。

○明治三十八年七月二日の暴風雨(万福寺過去帳)については、

「此日前代未聞ノ暴風雨ニテ母ノ背ニ負ヒ廻タルニ、母子流サレ、母ハ漸ク助ケシモ、娘ハ終ニ流レ死ス、翌日死体于島ニ流レ居タルヲ漁師見付、拾ヒアケ葬送ス、此時道路堤防ノ損害積リ、岡山村分二万九千円、官ヨリ二万四千円下附、五千円ハ村民ノ負担、其他私有ノ田畑家屋ノ損害ハ実ニ非常ノ損害ナリ」

と記されている。

愛媛県地域防災計画

〔交通消防課、河川課、松山地方気象台〕

年月日	原因	被害地域	被害概要
大正 1. 9. 21 } 22	台風	県下全域	最大風速 松山15m/S、新居浜29m/S 降水量東予の平地350mm、山岳部500mm 死者21人、傷者4人、家屋全半壊10戸、家屋流失28戸、家屋浸水3,909戸、田畑流失10町歩、堤防道路橋梁26ヶ所、船舶7隻
大正 3. 9. 14	台風	県下全域	最大風速 松山13m/S、新居浜29m/S 降水量 八幡浜200mm、山岳部150mm、死者行方不明17人傷者22人、牛馬死47頭、家屋全半壊232戸、家屋流出97戸、家屋浸水7,798戸、田畑流出104町歩、堤防、道路橋梁7,979ヶ所、船舶14隻
大正 4. 9. 8	台風	県下全域	最大風速 松山14m/S、新居浜14m/S 降水量 別子山357mm、宇和島279mm、松山59mm、家屋全半壊64戸、家屋流失4戸、家屋浸水2,256戸、堤防、道路、橋梁57ヶ所、船舶3隻
大正 7. 7. 10 } 12	台風	県下全域	最大風速 松山21m/S、新居浜19m/S 降水量 平地200mm、山岳部600mm、死者7人、傷者20人、家屋全半壊305戸、家屋流出17戸、家屋浸水5,204戸
昭和 9. 9. 17 } 21	室戸台風	県下全域	最大風速 松山23m/S、新居浜17m/S 降水量 山岳部500mm、平地150mm、死者行方不明30人、傷者7人、家屋流失71戸、家屋全半壊156戸、家屋浸水6,314戸、堤防道路、橋梁356ヶ所、船舶409隻、農作物2割減収901町歩
昭和 10. 6. 26 } 30	霖雨	県下全域	降水量 南予400mm、死者4人、家屋全壊7戸、家屋浸水363戸、田畑浸水2,930町歩、道路、堤防、橋梁97ヶ所 西瓜200万貫
昭和 12. 9. 8 } 11	台風	県下全域	最大風速 松山16m/S、宇和島22m/S 降水量 松山120mm、145mm、死者4人傷者4人、家屋全半壊229戸、家屋浸水1,685戸、橋梁、道路、堤防1,038ヶ所

死亡したのは四歳の女の子であった。さらに、十三日にも暴風雨が再来した。

十三日再ヒ暴風雨ニテ橋本屋前ノ石橋二日ノ水害ニ落チ、水勢流レノ方へ侵入シ、其ノ石除カザレハ流レ条ノ家屋危ク、流レ文ノ人々惣出ニテ石ヲ取除ケ居ル処へ通りカカリ、テ伝シニ橋石モタレカ、リ終ニ其夜死ス(同過去帳)。

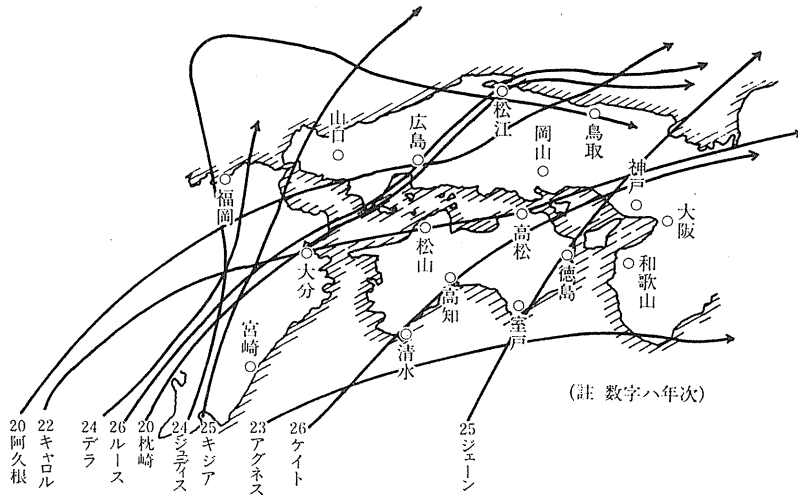
宗方で、災害復旧のために犠牲者が出ている。さらに、同過去帳には、

此夜暴風雨、裏ノ井手ヨリ(浸水)水シ、床下ヲクグリ井戸端ニテ水ノ深サ尺余、表石垣ニケ処崩レ、宗方溺死一名、野々江歴死一名、前代未聞ノ水害也。損害岡山村ノミニテ四万余ト云、道路堤防ノ復旧工(事)麦県庁へ出願セシ分二万九千円

とある。大正年間、昭和前半については資料が乏しいため、愛媛県発行「愛媛県地域防災計画」の表を転載しておく。

年月日	原因	被害地域	被害概要
			家屋流失890戸、家屋浸水15,561戸、橋梁、道路、堤防1,841か所、田畑流失701町歩、田畑浸水3,552町歩
昭和 20・10・10	阿久根台風	県下全域	最大風速 松山14m/S、宇和島12m/S 降水量 東予沿岸部600mm、山岳部700mm、死者15人、傷者6人、家屋全半壊123戸、家屋流失35戸、家屋浸水9,911戸、道路、橋梁、堤防276か所、田畑流失430町歩、田畑浸水3,764町歩
昭和 21・7・29 } 30	台風	県下全域	最大風速 松山13m/S、宇和島18m/S 降水量 南予300mm、東予200mm、中予100mm、死者行方不明6人、家屋全半壊153戸、家屋浸水1,115戸、道路、橋梁、堤防鉄道損傷258か所、田畑浸水452町歩
昭和 21・12・21	南海道地震	県下全域	震度4 震央地 南海道、死者27人、傷者28人、全壊家屋1,133戸
昭和 24・6・18 } 21	デラ台風	県下全域	最大風速 松山18m/S、宇和島19m/S、降水量 山岳部200mm、平坦部100mm、死者46人、傷者229人、行方不明188人、家屋全半壊70戸、家屋浸水562戸、田畑流埋121町歩、田畑冠水220町歩、道路、橋梁、堤防1,692か所、船舶1,655隻、農林水産破産額15億円（日振島の惨事青葉丸の沈没）
昭和 25・9・10 } 14	キジア台風	県下全域	最大風速 松山14m/S、宇和島18m/S 降水量 長浜町600mm、大森山800mm、死者行方不明6人、傷者13人、家屋全半壊294戸、家屋浸水27,121戸、田畑流埋204町歩、田畑冠水8,156町歩、道路、橋梁、堤防1,132か所、山崩542か所、船舶112隻
昭和 26・10・12 } 14	ルース台風	県下全域	最大風速 松山20m/S、宇和島26m/S 降水量 大森山400mm、死者行方不明44人、傷者415人、家屋全半壊6,280戸、家屋流失202戸、家屋浸水14,433戸、田畑流埋503町歩、田畑冠水7,831町歩、道路、橋梁山くずれ2,739か所、船舶3,768隻

年月日	原因	被害地域	被害概要
昭和 13・7・27 } 8・2	豪雨	県下全域	降水量 山岳部500mm、平地100mm 日降水量千足山300mm、死者16人、傷者6人、家屋全壊流失97戸、家屋浸水5,438戸、道路、橋梁、堤防306か所、田畑流出174町歩、田畑浸水1,309町歩、船舶2隻
昭和 16・9・28 } 10・1	台風	県下全域	最大風速 松山11m/S、宇和島25m/S 降水量 南予250mm、死者行方不明76人、傷者7人、家屋全半壊218戸、家屋浸水573戸、道路、橋梁、堤防104か所、船舶77隻
昭和 17・8・26 } 28	台風	県下全域	最大風速 松山17m/S、宇和島15m/S 降水量 平坦部100mm、山岳部300mm、死者2人、傷者2人、家屋全半壊714戸、家屋流失17戸、家屋浸水9,052戸、道路、橋梁、堤防93か所、船舶38隻、田畑浸水376町歩、田畑被害面積16,061町歩
昭和 17・9・18 } 21	台風	県下全域	最大風速 松山11m/S、降水量 東予400mm、中予250mm、南予150mm、死者8人、傷者7人、家屋全半壊348戸、家屋浸水6,592戸、橋梁、道路、堤防130か所、船舶10隻、田畑浸水888町歩
昭和 18・7・21 } 24	台風	県下全域	降水量 肱川流域800mm、死者行方不明134人、傷者127人、家屋全半壊2,585戸、家屋流失911戸、床上浸水27,020戸、道路、橋梁、堤防3,473か所、田畑流出5,896町歩、田畑浸水18,290町歩、船舶88隻、木材流失9,339石、米流失1,392俵
昭和 20・9・19 } 20	台風	県下全域	最大風速 松山16m/S、宇和島20m/S、降水量 松山258mm、宇和島235mm、死者行方不明8人、傷者3人、家屋流出61戸、家屋全半壊162戸、床上浸水3,773戸、道路、橋梁、堤防707か所、船舶119隻、田畑流失324町歩、田畑浸水6,540町歩
昭和 20・9・16 } 17	台風	県下全域	最大瞬間風速 松山42m/S、最大風速 松山25m/S、宇和島20m/S 降水量東予平坦部250mm、山岳部800mm、死者行方不明182人、傷者328人、家屋全半壊17,898戸、



台風経路図 (昭和33年愛媛県発行「瀬戸内海地域の現況と問題点」より)

年月日	原因	被害地域	被害概要
昭和29・9・13	12号台風	県下全域	最大風速 松山21m/S、宇和島21m/S 降水量南予300mm、山岳部500mm、死者行方不明3人、傷者24人、家屋全半壊810戸、家屋浸水35,470戸、道路、橋梁、堤防山くずれ957か所、船舶37隻、木材流失2,701石
昭和29・9・25 26	15号台風	県下全域	最大風速 松山25m/S、宇和島28m/S 降水量 東予300mm、死者、行方不明16人、傷者7人、家屋全半壊1,917戸、家屋流失86戸、家屋浸水26,047戸、田畑流埋9町歩、田畑冠水1,518町歩、道路、橋梁、堤防、山くずれ597か所、船舶878隻
昭和30・9・20 30	22号台風	県下全域	最大風速 松山15m/S、宇和島19m/S 降水量 松山71mm、宇和島263mm、傷者5人、家屋全半壊流失117戸、家屋浸水9,809戸、田畑流埋93町歩、田畑冠水1,823町歩、道路、橋梁、堤防、山崖くずれ249か所、船舶118隻
昭和32・9・6 7	10号台風	県下全域	最大風速 松山11m/S、宇和島15m/S 降水量 佐田岬234mm、大森山312mm、家屋被害627戸、田畑流失16町歩、田畑冠水266町歩、道路、橋梁、堤防、山崖くずれ69か所、船舶7隻
昭和34・8・7 9	6号台風	県下全域	最大風速 松山12m/S、宇和島16m/S 降水量大保木733mm、大森山448mm、家屋全半壊15戸、家屋浸水2,141戸、道路、橋梁、堤防、山崖くずれ1,373か所、田畑流失126町歩、船舶10隻
昭和34・9・25 27	15号 伊勢湾台風	県下全域	最大風速 松山12m/S、宇和島14m/S 死者2人、傷者7人、家屋全半壊36戸、家屋浸水2,336戸、田畑の被害面積4,554町歩 道路、橋梁、堤防、山崖くずれ920か所
昭和35・8・28 30	16号台風	県下全域	最大風速 松山12m/S、宇和島17m/S 降水量 美川333mm、死者1人、家屋被害304戸、田畑冠水29町歩、船舶3隻、道路、山くずれ11か所
昭和36・9・14 16	18号第2室戸台風	県下全域	最大風速 松山17m/S、宇和島28m/S 降水量 美川480mm、大森山471mm、死者1人、傷者16人、家屋全半壊32戸、家屋浸水破損1,143戸、堤防、道路、橋梁、山崖くずれ1,388か所、船舶44隻

昭和二十五年(二五)九月十三・四日のキジア台風の被害については、町内各地から復旧工事の申請書が出されており、明日大川の堤防石積み百二十石(三カ所)および護岸復旧工事・浦戸堤防復旧工事・肥海高潮害復旧工事などが記されている。

昭和三十六年以降については「広報大三島」(以下広報という)から転載する。

○昭和三十六年(癸)九月十六日、第二室戸台風による本町の被害状況は、とりわけ、肥海の古江地区が大きく、海岸線堤防が十カ所にわたって決壊し、唯一の幹線道路、大三島環状線が水びたしとなって交通不能の状態がつづいた。耕地約六町歩が潮害を受け、その除塩対策事業に本島で初めてブルドーザー、ダンプカーによる機械化工事を施行した。

○昭和三十八年四月から六月にかけて雨がつづき、降水量は松山で四月一六ミリ、五月三六五ミリ、六月二五五ミリ、大三島では(宮浦中学校の調査)四月一六三ミリ、五月二五九ミリ、六月は二十日までに二二五ミリ、合計六四七ミリと、最近五カ年平均の同期間中の降雨量三二七ミリの二倍以上の雨が降った。この長雨の被害は



台風7号集中豪雨による被害状況

42. 7. 9

種 別	単 位	被 害 数 量	被 害 額
建 物	全壊	56	15,100
	半壊	450	13,500
	一部浸水	50	1,000
	床上浸水	420	3,000
耕地	田畑埋没	8	5,500
	流失	13.5	150,100
そ の 他	道路決壊	51ヶ処	1,101m
	橋梁決壊	18 "	70m
	堤防決壊	146 "	2,886m
	農業用施設	779 "	13,616m
	農産物	/	255
林産物	/	/	4,500
合 計	/	/	409,090

宗方では塩田および農協付近の護岸が決壊し、集落の人たちが総出で土のう積みなどをした。また、総津海岸のコンクリート護岸も打ち寄せる大波に崩れ去り、暴風で電柱が四本も折れた。

肥海でも古江・洲元海岸に大波、暴風が打ち寄せて民家の屋根が吹き飛ばすなど、建物が次々と全半壊し、被害は民家など建物に集中した。野々江坂地域では護岸・県道が決壊し、浦戸地域でも月ノ浦海岸・塔ノ外海岸が決壊した(第百十三号)。

○昭和四十七年八月二十、二十一日に集中豪雨があった。秋雨前線の影響で二十日から西日本一帯に降り出した雨は、二十一日に至って雨量を増し、大三島・伯方島・関前諸島の上空に雨雲が停滞して局地的な豪雨を降らせた。

町内各所で山崩れによる土砂が河川に流れ込んではんらん、決壊が相次いだ。なかでも口総大川は下流が百餘りにわたって決壊し、おびただしい土砂が田に流れ込んだ。また、台山田本川では上流の洪水に谷間のみかん畑が次々と押し流され、下流の人家に浸水した。県道大三島環状線では宮浦―宗方間が、がけ崩れ・道路決壊で一時不通となり、町道・農道に至っては百数十カ所が崩壊し、ズタズタに寸断された。

人家では、野々江の川上澄夫宅裏山が崩れて倉庫が半壊し、



新地町に流れ込む「濁流」

麦類と除虫菊で県下全域では三十八億円、町内ではタバコ・果樹・バレイシヨなど約一億円に達する被害が出た(第二十七号)。

○昭和四十二年七月九日、集中豪雨があり、越智郡の島しょ部、中予山間部を中心に大きな被害を受けた。雨量は一二七ミリ(宮浦中学校調べ)。町内の各河川は豪雨により急激に水位を増し、宮浦明治川が午後五時三十分ついに決壊、新地地区に床上浸水三十戸、床下浸水二百十戸の被害を出したのをはじめ、各集落の河川・道路などに被害が続出し、臨時休校をした学校も出た。とくに肥海地区の被害が大きかった(第七十五号)。

ちなみに、この年中に発生した自然災害によるおもな被害は、死者・行方不明六百三人・負傷九百四十二人・住家の全半壊や流失四千七百二十七棟・床上浸水八万二千五百四十棟となっている(第八十八号)。

○昭和四十三年七月二十八日、台風四号のため、タバコ・みかんを中心に約三百五十万円の被害が出た(第八十八号)。

○昭和四十五年八月十五日の台風九号につき二十一日、台風十号が襲った。台風十号が襲って町は二十一日午前八時災害対策本部を設置し、消防団や地元の人たちの協力を得て、嚴重な警戒にあたった。この日は朝、暴風圏に入ってから午後六時までの半日間、暴風と波浪の連続であった。

台風十号では東および南の風が特に強く、このため被害は大見・宗方・肥海・浦戸・野々江坂に集中した。なかでも、大見集落は台風九号で浮き桟橋が沈没したうえ、十号で道明の県道が決壊し、不通になったのをはじめ、至るところで堤防・護岸の決壊が続出し、その延長は千五百餘にも及んだ。このため、みかん園の流失・冠水、水田の冠水などが相次ぎ、海岸沿いの稲はほとんど全滅した。

集中豪雨による被害状況 (単位 千円)

区 分		被 害	
		数 量	金 額
住 宅	床上浸水	10戸	700
	床下浸水	75戸	1,000
耕 地	田	77ha	15,000
	畑	23.5ha	66,000
そ の 他	道路	61	47,310
	河川	42	143,600
	水路	47	101,720
	治山	1	5,000
	橋梁	3	1,300
合 計			393,730

台風9・10号による被害状況 (単位 千円)

区 分		被 害		
		数 量	金 額	
住 家 被 害	全壊	5戸	10,000	
	半壊	17	17,000	
	一部破損	2,100	21,000	
	床上浸水 床下浸水	10 70	700 1,000	
非住家被害		5	1,485	
		倉庫、車庫など	110	49,760
耕地被害	田	26ha	6,200	
	畑	28	66,640	
その他の被害		道 路	15カ処 $\ell=490m$	20,000
		河 川	1カ処 $\ell=20m$	1,000
		港 湾・漁 港	4カ処	8,600
		水 道	10カ処	1,000
		海 岸 護 岸	$\ell=3,500m$	312,000
		防 波 堤	1カ処	2,000
		海 岸 産 物	3カ処	2,000
		農 産 物		306,648
		林 産 物		10,000
		水 産 物		16,761
		商 工 関 係		2,000
合 計				855,794

め、町内各地で被害が続出し、被害額は四億七千七百万円にのぼった。

台(越道)海岸では護岸が約八十崩壊し、付近の住家は高波をまともに受けた。また、御串山の阿奈波神社が山崩れのため本殿が押しつぶされ(全壊)、拝殿が半壊した。

風当たりの強い地区では、農作物が高波をかぶり、みかんや刈取り間近の稲穂が傷つき倒れ、多くの被害を受けた(広報第百八十六号)。

主な被害内容

- (イ)道路(県道含む) 二二ヶ所 二七、〇〇〇千円
- (ロ)河川(県河川含む) 六ヶ所 一四、五〇〇千円
- (ハ)建設海岸 四ヶ所 三五、五〇〇千円
- (ニ)農地海岸 四ヶ所 八、五〇〇千円
- (ホ)農地農業用施設 五ヶ所 三七、五〇〇千円
- (ヘ)林道 五ヶ所 四、〇〇〇千円
- (ト)水道 一ヶ所 一、〇〇〇千円

(イ)農産物被害(みかん・水稻)各地 三二二、一〇六千円  
 (ロ)その他(阿奈波神社・がけくずれなど)各地 三六、九五七千円

○昭和五十三年九月十五日、午後八時から同十時にかけて、強い

宮浦上条の菅義人宅でも裏山の崩壊により大量の土砂が屋内に流れ込み、住宅の一部が破損した。そのほか、各所ではならんした洪水により床上・床下に浸水する家屋が続出した。

農地関係では水田の土砂による埋没および冠水による稲の倒伏・果樹園の流出・埋没などが町内全域にわたった。

町は災害対策本部を設置して対応した。雨量二九三ミ(第百三十七号)。

○昭和五十一年九月八日から十三日にかけて台風十七号が襲った。九月一日から六日間降りつづいた三八一ミの豪雨と、十三日正午ごろの台風通過時に吹いた南西の暴風のた

西風となって吹き荒れた台風十八号は、満潮時と重なり、町内各所で風や高潮による被害が続出した。

明日新田護岸は、異常潮位のため、午後九時過ぎ、幅三十呎にわたって堤防が決壊した。このため、海水の流入によって一面が海となり、住家・商店・工場をはじめ田畑が浸水し、大きな被害を受けた。堤防決壊個所の応急措置として、同日夜半から地元民・消防団を中心に策を講じ、翌十六日の午後から土のう積みによる応急復旧作業が行われた。

下道明でも、暴風と高潮で海岸線の道路がえぐられ、自動車の交通が遮断されるなど、道路や港湾施設、それに海岸線沿いの住家やみかん倉庫などに大きな被害が出た。

全町的には、強風により屋根がわらが吹き飛ばされたもの、また、干害で傷めつけられたうえにこの台風のダブルパンチで枯死寸前のみかんなど、台風被害は計り知れないものがあつた。被害総額は八億二千万円。災害対策本部を設置して対応した(広報第二百十号)。

○昭和五十五年七月八日の豪雨で被害が出た。八日から西日本一帯に降り出した雨は、五日間断続的に降りつづき、総雨量は二五三<sup>ミ</sup>に達した。町内全域に河川のはんらん、決壊が相次ぎ、県道・町道・農道の崩壊、人家裏のがけ崩れなどの被害が出た。特に人家裏のがけ崩れが二十六件も発生し、宮浦では老人夫婦が土砂の下敷きになり重傷を負った。

被害額は、農林関係が二億三千万円、土木関係が二億四千万円、その他が一千五百万円、総額で約四億八千万円となつてゐる(第二百三十二号)。

## 二、干 害

古く「三島縁起」あるいは小田町白木の「三島神社文書」に能因入道の記事があり、

後冷泉院御時治暦二年(〇〇〇)丙午二月六日

當時の守式部大輔實綱、能因入道を相具い下向せらる、即參宮、其時天下大旱魃ス、之れに依り、社壇に於いて一首、アマノカハナワシロミツニセキクタセ

アマクタリマスカミナラハカミ

快雨降國民豊饒天下泰平也

大山祇神社境内で雨ごいの祈禱が行われたことが記されている。雨ごい祈禱の方法には幾通りもあるが、一般には雨ごい踊りがよく知られ、大三島の各地でも行われた。また、肥海地区には、かつて二組に分かれて各々の山頂に登り、火をたき、大鼓をたたき、ほら貝を吹くという方法も残っていた。

近世では、文政年間に民間で行われる雨ごいの風習のほか、松山藩の命により味酒社・道後社・三島宮で祈禱が盛んに行われている。ことに島方のように、ため池も少なく、天水への依存度の高いところでは、降雨量は農民にとつてももちろん、藩にしても年貢に直結する重大な関心事であつた。日照・干ばつに対しては雨ごい祈禱、大雨・長雨に対しては止雨祈禱、さらに田植え期や麦作の実の熟すころには五穀成就祈禱など多彩な行事が行われていた。文政九年(二二〇)当時、代官所から三島宮へのこれら祈禱料(初穂料)は米五俵を慣例としていた。

雨ごい祈禱は精神的な役目であつたが、現実面で、ひでりに対して重要な役割を果たしたのがため池である。文政九年から十二年ごろの「御用日記」によると、代官所からの触れ書で農業用水の管理に関するものが毎年のように発布されている。

一、池川普請之儀、早々に相整え候様、才料致す可き事

一、井溝渡井井関普請之儀、油断なく相整え候様、才料致す可き事

但シ池掛井手等別して、念を入れ、早々に渡方致し、掛水不始末之れなき様、才料致す可き事

一、池水溜注進之事

(大三島町役場文書)

また、これ以外にも田植え期あるいは麦の実成熟期には、各村々から降雨のたびに降水量の報告書を提出している。天保十五年(一八四四)五月の「御用日記」(大三島町役場文書)によると、池水溜注進は次のようである。

越智嶋

一、式ヶ所	内 壹ヶ所	八合	岡村
一、壹ヶ所	八合	大下村	
一、五ヶ所	内 貳ヶ所	七合	宗方村
一、三ヶ所	内 壹ヶ所	満水	浦戸村
一、七ヶ所	内 三ヶ所	満水	口絵村
一、七ヶ所	内 貳ヶ所	八合	瀬戸村
一、七ヶ所	内 貳ヶ所	満水	岩城村
一、式拾八ヶ所	内 拾ヶ所	満水	
一、六ヶ所	内 四ヶ所	七合	生名村

右之通村々池水溜方申出候ニ付斯段御達申上候以上

辰五月

中村右門様

大庄屋  
小笠原東平

以下、資料に残る主な干害を列記する。

○享保三年(一七二二)

日照凶作。

日照ニ付公儀五百五拾俵下され候、内式百七拾五俵御捨テ米、式百七拾五俵、十年ニ而御返済ニ仰付られ候(越智嶋旧記)

○享保九年

大干照。

大旱照嶋中不植田拾壹町之れ有り、其の上九月十四日高汐ニ而新田堤式百四拾壹ヶ所切レ申候、然れ共、公儀御改請申さず、滞りなく皆済仕り候(越智嶋旧記)

○享保十四年

大干照と大風。

大旱照并八・九月両度大風ニ付本田畑御物成米之内式千三百俵并新田御改之上式百七拾八俵七升八合、都合式千五百七拾七俵七升八合下し置かれる。其上新田堤普請夫式万六百五拾四人四分御改内、六分ニシテ壹万四千四百六拾人御立、壹人ニ付大麥壹升五合宛ニシテ四百九拾式俵(越智嶋旧記)

ひでりと八・九月の二度の大風のため、検地帳に記載されている田畑の収穫米のうち、二千三百俵と新田改めの上追加分二百七十八俵七升八合、合計で二千五百七十七俵(一俵誤記か)七升八合を藩から給付されている。さらに新田の堤工事の人夫料大麥四百九十俵が給付された。

この暴風雨は相当大きかったようで、宇和島藩・吉田藩・大洲藩・今治藩・松山藩などの記録にも見える。この被害は干害よりも、風雨の項に入れるべきものであった。「松山編年記」には、

享保十四年八月十九日

大風雨、田方堤痛多、諸木風折多し

享保十四年九月十三日

大風雨、御城下諸木根起風折木多し、諸郡田米痛多、樽見觀音堂前切れ家々流れ損亡とある。また、地理的に最も近い今治藩については「今治拾遺」に記されている。

享保十四年己酉九月十四日、今治越智郡並宇摩郡御領分大風雨、洪水高汐御損亡、十月朔日御届ノ覚（後略）  
越智郡地域でも大きな被害が出ている。

○文政六年（一八二三） 大日照。

大日照ニ付三月ヨリ七月迄照統日損不作小見付、御敷申上、井ノ口村ニ而三百俵余御用捨米之<sup>(事)</sup>、上嶋内宗方・浦戸・明日・盛・井ノ口・瀬戸・岩城・生名八ヶ村御損米組村々引受上納仕候（越智嶋旧記）

このひでりも伊予各地にあつたものらしく、「定通公時代公文集」に、「享保年中皆無以来之年柄ニ有之」と記されている。また「松山府要」にも

大日照ニ付、社々祈禱御用ニ付、<sup>(文政六年)</sup>未五月廿九日ヨリ六月六日迄味酒郷社御祈禱、御月番長沼源五左衛門、御奉行町奉行附社詰昼夜也、町方自身番町方表方、三嶋、繁多寺、御奉行詰祈禱、六月七日ヨリ十三日迄、味酒社町方祈雨、右ニ付町方ヨリヲトリ人千人ニ及、辰作り物色々、十日十二日十三日、三日ノ間也、祈雨御祈禱ニ付、道後社太守様一七日御詰也。

と記され、大山祇神社でも雨ごい祈禱が行われている。

さらにこの年の干ばつは「藤井此蔵一生記」にも記録されている。

文政六癸未年

夏四月より百三十日早魃大不作に付、御再檢を請る。右様早魃は是非も無之候得共、御細見を受候時は、御上様は御損米に相成且村方には仕出米等多分相重り候て、却て及迷惑に候故、出清水等は勿論、幾重にも手段を致し、御苦勞筋不備

様致度候事

○天保十五年（一八四四） 照統。

「天保十五年辰御用日記」（役場所蔵）

近頃照統き、田畑乾き強く御座候ニ付、村々氏社にて、<sup>おとし</sup>零五穀成就御祈禱相頼み申し度く（後略）

辰七月

大庄屋

小笠原東平

中村右門様

このころ田畑の乾きが強いいため、村々の池水を使いたいと申し出ている。また、くれぐれも水の不始末のないようにとも記されている。

○明治六年（一八七三） 大干ばつ。

当歳は大干魃に候事、去申冬より雨少く当春に相成候ても雨なく、譬降ても小雨計也。大豆小豆植附候得共<sup>ばい</sup>生不申、生ても枯れて漸種取位の事位、右に附池に水不溜、泉も出水なく、当村にて、凡四、五町計稻植附不調。七月二日半度生也。

七月一日より四日迄小雨あり、是にて芋植附は相調。中の上作也。（後略）（藤井此蔵一生記）

○明治八年 大干ばつ。

八月下旬大下村大火事（中略）当節大干魃に附<sup>(雨乞)</sup>雨戀有之、挑燈を軒に捧げ候處<sup>ちうそく満て</sup>はちに火が附<sup>はちに火が附</sup>是より大火と相成候事。入梅は小雨度々に附、植附程能相済、其後照統き八月卅日雨降七十日の事なれ共水根無之<sup>小豆</sup>大豆大不作、芋枯痛、稻作枯痛多分、諸作大不作、綿は諸国共十分作と申事なり（藤井此蔵一生記）

これ以後、しばらく干害の記録が見えないので、愛媛県発行の「瀬戸内海地域の現況と問題点」（昭和三十年発

干害による被害の実態(昭和42年)

種 類		総 栽 培 面 積	被 害 面 積	被 減 収 量	被 害 額
		ha	ha	t	千円
農	稲	165	40	40	4,620
	雑穀、豆類	5	5	5	250
	甘しよ	10	10	106	950
	小計	180	55	151	5,820
作	野 菜	10	10	101	1,700
	果	665	631	5,552	277,600
物	みか	22	21	201	7,640
	なつかん	4	4	27	3,320
	雑かん	36	35	335	24,600
	その他果樹	727	691	6,115	313,160
樹	小 計				
工 芸 作 物		22	22	15	6,750
果樹の樹体被害		(691)	(198)		137,400
総 計		939	778	6,382	464,830

注 ( ) 内の数字は再計

行) によって、昭和初期の干害を追って見た。それによると、瀬戸内海地域の干害の状況は表のとおり、昭和四年・九年・十四年・十九年とほぼ五年間隔で起っている。特に、昭和四年と十四年は全国の干害の四〇%以上が瀬戸内海地域に集中し、沿岸各県の耕地面積の七〇〜九〇%が干害の影響を受けていることは瀬戸内海地域災害の一特徴として見逃すことができないと記されている。

○昭和四十二年 干害。(第八十号)

この年七月の豪雨のあと照りつづき、七月十二日から十月二十六日までの雨量は九六ミ(宮浦中学校調べ)となつてゐる。農作物の損害は、総額四億六千万円にものぼり、干害応急対策事業・天災融資等の資金の貸し付け、町税の減免措置などを行い、被害農家の救済につとめた。この八十年来の干害に対し、町民税や国民健康保険税の減免をする単独条例を制定した。減免の適用範囲は次のとおりである。

瀬戸内海地域に於ける旱害被害状況  
(昭元年〜22年の間に於ける大旱魃年次について)

区分 県名	昭 4 年		昭 8 年		昭 9 年		昭 14 年	
	旱害面積 町	百分比 %	旱害面積 町	百分比 %	旱害面積 町	百分比 %	旱害面積 町	百分比 %
兵 庫	—	—	5	1.8	3	0.6	78	8.1
岡 山	28	7.2	12	4.9	18	3.1	77	8.0
広 島	87	22.6	4	1.7	22	3.8	88	9.2
山 口	11	2.8	4	1.5	19	3.3	66	6.8
香 川	2	5.3	2	0.9	18	3.1	39	4.0
愛 媛	28	7.2	1	0.4	75	13.0	47	4.9
6 県計	155	40.3	29	11.4	155	26.8	395	41.1
全 国	384	100	252	100	580	100	962	100

区分 県名	昭 17 年		昭 19 年		参 考	
	旱害面積 町	百分比 %	旱 害 被 害 額 百万円	百分比 %	昭 25 年 耕地面積 町	百分比 %
兵 庫	17	3.0	25	6.9	104	2.0
岡 山	6	1.0	44	12.4	109	2.3
広 島	8	1.4	9	2.4	95	1.9
山 口	—	—	10	2.8	83	1.6
香 川	5	0.8	15	4.3	48	0.9
愛 媛	41	6.9	14	3.7	72	1.4
6 県計	76	13.1	116	32.1	510	10.0
全 国	586	100	362	100	5,091	100

- 註 1 昭和27年8月農林省統計調査部発刊、昭元年〜22年農林水産業被害第1集農作物による。
- 2 昭18年も旱害被害が大であるが、北海道・東北に集中し本地域に関係ないので除外した。
- 3 昭19年は被害面積の統計がないので被害額を計上した。被害額は時価を以て表わされている。

- 一、前年中の総所得額が百八十万円以下であること。
- 二、農業以外の所得が六十万円以下であること。
- 三、干害により農作物に被害を受けたため、農作物の減収価格（農作物の減収価格から農業共済組合より支払われる共済金を差し引いた金額）が、平素の農作物による収入総額の十分の三以上であるもの。

### 三、虫と災害

農作物、ことに稲の害虫に対して、農民たちは古くから「虫送り」の行事を慣習とするほど、神経を使っていた。農業のなかった時代だけに、それは非常に重要なことであった。「虫送り」行事については年中行事編で触れているので、ここでは繰り返さない。

虫害の記録は比較的少ない。しかし、虫が大量に発生すると、たちまち大飢饉に直結した。その代表的な事例ともいえる享保の大飢饉について次のような記録がある。

○享保十七年（一七三二）大飢饉。（越智嶋旧記）

田方ニウシカト申虫付、皆無に罷成、嶋中ニて本田新田共、出来四百俵有之候所、一切不納に仰付られ候、其内、岡村・大下村・浦戸村・宗方村・宮浦村・明日村・大見村・肥海村・瀬戸村右九ヶ村、畑御年貢米壹俵ニ付三匁五分七厘積ニて銀納ニ仰付られ、相残村々田畑共不納、其外諸色小物成銀不殘御免、翌丑春、大飢饉ニ付公儀より飢食米、種子粳代米、大割村入用米三津松山并村々庄屋組頭給米として式百九拾石下し置かれ候、尤塩阿らめ等迄下され候、（中略）其外諸國共半分ハ不作、依之日本国中大飢饉ニ及申候、米直段石百三拾目大麦六拾目大豆七拾目、右ニ付高橋又左衛門より正米式百俵差上候、其外口入米五百俵都合七百俵指上ケ申候、尤五百俵は御返済。

「松山編年記」によると、

享保十七年五月十七日より長雨、田方植付能候へ共、六月よりウシカト申虫、田方一面ニ付枯候而、御物成一粒取御所務無之、

とあって、長雨によりウシカが発生し、大ききんとなったことが記されている。松山藩では救助米を出したが、領内の餓死者が四千七百人にものぼったといわれている。この大三島においても例外ではなかった。

### 第四項 その他 の 災 害

**大火災** 中世には大山祇神社を中心として大火災がたびたび発生しているが、それらは沿革史に譲る。それ以外の大火災としては大見火災がある。

一、享保五子九月十二日大見村出火、家数本家三拾五軒焼失、庄屋五郎右衛門類焼致し、公儀より大麦百五拾俵無利五年附ニ御借し材木千本下さる。村々御林植松林ニ而仰付られ候 （越智嶋旧記）

とあって、類焼に対して大麦百五十俵と材木千本が公儀から給付されている。

二、明治三庚午年二月中旬肥海村に火難、三軒類焼いたし、見舞として筵三拾五枚上條中、わら九荷北條中、銭札貳百匁北條若者中、酒銘貳枚肥海村役場江北条惣代として忠次文作兩人見舞に行。是肥海村江火事見舞の始なり。以来為心得置。（藤井此蔵一生記）